

シン・若者チャレンジ応援事業2026 応募案内

1. 事業の目的

若い世代の地域課題解決に向けた取組を支援することにより、若者活躍の裾野を広げるとともに、次代の地域の中核を担う人材を育成します。

2. 応募できる方

応募時点において18歳以上40歳未満の個人（ただし、高校生を除く。）やそれらの個人で構成される団体（ただし、会社等を除く。）です。

原則として、秋田県内在住者または秋田県への移住意向のある方を対象としています。それ以外の方が応募する場合は、提案事業に秋田県内をフィールドとした活動を盛り込んだ上で、経済波及効果や認知度の向上等を通じて本県の地域課題解決に資する取組であることを具体的に提示いただく必要があります。

3. 募集する事業

応募者自らが実施する、若者ならではの斬新なアイデアをいかした地域の元気を創出する戦略的な取組で、以下の要件をすべて満たすものとします。営利・非営利は問いません。

- (1) 若者ならではの独創性があり、秋田県における若者のロールモデルとなり得るもの。
- (2) 秋田らしさをいかした新規性・先進性のあるもの。
- (3) 地域の活性化や課題解決に寄与するもの。
- (4) 採択期間終了後の継続的な開催や事業の自立が期待できるもの。
- (5) 以下の項目のうちいずれにも該当しないこと。
 - ① 本事業において過去に複数回採択を受けた者が構成員となっているもの。
 - ② 政治的又は宗教的活動等に該当すると認められるもの。
 - ③ 法令等に違反すると認められるもの。
 - ④ その他、社会通念や県政方針に明らかに反すると認められるもの。

4. 選抜件数

選考により、以下の件数を重点支援の対象とします。

- (1) First Stage（トライアル支援） 応募者の中から選考により10件程度を選抜
- (2) Next Stage（継続支援） First Stage 採択者の中から5件程度を選抜

5. スケジュール（予定）

現時点での予定であり、変更する可能性があります。

First Stage（トライアル支援）	
エントリーシート提出期間	令和8年7月1日(水)～7月31日(金)午後3時
キックオフイベント	令和8年7月17日(金) 会場：LiSH AKITA
一次審査（書面）	令和8年8月上旬
二次審査（面接）	令和8年8月中旬

選抜者の決定・公表	令和8年8月下旬
トライアル支援期間	令和8年8月下旬～12月末
トライアル事業報告会兼 最終審査会（プレゼンテーション）	令和9年2月下旬
Next Stage（継続支援）	
選抜者の決定・公表	令和9年2月下旬
Next Stage 選抜者伴走支援	令和9年2月下旬～令和11年3月31日（土）予定



6. キックオフイベント

若者の挑戦に向けた機運を醸成するとともに、本事業の目的やイメージを共有することでより良い事業アイデアの申請につなげるため、情報提供と相談の場として設定するものです。

参加は任意です。参加の有無や相談内容が審査に影響することはありません。提案の内容が固まっていない段階でも、遠慮なくご相談ください。

【イベント詳細】

日時：令和8年7月17日（金）午後6時30分～午後7時45分

会場：LiSH AKITA

（秋田県秋田市中通七丁目2番1号（JR秋田駅直結）駅ビルアルス地下1階）

7. 応募手続

（1）募集期間

令和8年7月1日（水）～7月31日（金）午後3時

（2）提出方法

シン・若者チャレンジ応援事業特設サイトに掲載する様式に必要な事項を記載し、募集期間内にサイト内の応募フォームから応募書類を提出してください。

(3) 注意事項

- ・応募は1人（団体）につき1提案までとします。
- ・応募締切直前の時間帯は、アクセスの集中が予想されます。サーバの動作が重くなり、時間内に応募が完了できない状況も起こり得ますので、時間に余裕を持っての提出にご協力ください。
- ・応募データがサーバに到達すると、登録したアドレスに自動返信メールが届きます。電子メールの不着を防ぐため、フィルタリング機能等をご利用の方は事務局ドメイン（@akita-wakamono-challenge.com）の受信許可を設定してください。

8. 審査

(1) First Stage（トライアル支援）

エントリーシート審査と面接審査を経て決定します。

ア エントリーシート審査

【審査方法】

審査員が「記述内容の具体性」、「主旨目的と事業内容の関連性」、「新規性・着眼点」などの観点から、応募フォームの入力内容及び添付資料等について総合的に判断し、通過者を決定します。

イ 面接審査

【審査方法】

審査員が、エントリーシート審査通過者に対して面接を実施し、面接への対応並びに応募フォームの入力内容及び添付資料等に記載している企画の内容を総合的に判断し、トライアル支援対象者を選定します。

(2) Next Stage（継続支援）

【審査方法】

審査員が「事業計画の熟度」、「本人の素養」、「補助事業終了後の将来像」、「収支の見通し」、「構想力」、「先進性」、「秋田らしさ」、「実現性」、「事業計画の妥当性」などの観点から、採択申込書及び添付資料並びに公開プレゼンテーション等の内容について総合的に判断し、継続支援対象者を決定します。

【注意事項】

- ・審査会場で公開プレゼンテーションを実施します。
日時：令和9年2月下旬
会場：秋田市内
- ・発表の手法は問いませんが、事前に提出いただく採択申込書とプレゼンテーション資料による発表を想定しています。
- ・審査は、どなたでも観覧可能な公開ピッチイベントとなりますので、一般の観客や報道関係者が来場します。また、チラシやプログラムに氏名、提案テーマ、プロフィール画像等が掲載されます。
- ・発表者は応募者本人のみ（代理出席は不可）です。

(3) 審査結果

審査の結果は、書面または電子メールにより通知します。

なお、支援対象となる事業については、支援対象者の氏名、年齢、性別、居住市町村、事業の概要等を県公式ホームページ「美の国あきたネット」等により公表します。

(4) 落選者へのメンタリング

支援対象とならなかった方には本人の希望を確認の上、企画内容の実現に向けたメンタリング機会を提供します。

9. First Stage (トライアル支援)

First Stage (トライアル支援) に採択された方には、企画内容の練り上げのための伴走支援を提供します。

(1) ワークショップ (3回)

事業案の具体化や構想の言語化に必要な基礎知識の習得や、応募者同士のネットワーク形成等を目的として集合形式で実施します。

【実施予定日】 令和8年8月、11月、令和9年1月

※会場はいずれも秋田市内を予定しています。会場および集合時間は受講対象者に電子メールにてお知らせします。

(2) オンラインメンタリング

チャレンジサポート窓口等を活用し、個別相談対応を実施します。

10. Next Stage (継続支援)

Next Stage (継続支援) に採択された方には、支援期間中、事業の準備から実践までの各段階において、専門家による助言や県庁内関係各課等によるバックアップなど、伴走型のサポートを行います。

支援分野やメンターの選定等の具体的な内容については、採択申込書の記載内容や採択者との面談内容を参考に事務局で調整します。

11. 補助金

First Stage (トライアル支援) に採択された方は「若者チャレンジトライアル補助金」、Next Stage (継続支援) に採択された方は「若者チャレンジプロジェクト補助金」の申請が可能となります。

(1) 補助対象期間

ア 若者チャレンジトライアル補助金

交付決定日 (令和8年8月予定) から事業完了日 (最長で令和8年12月31日) まで

イ 若者チャレンジプロジェクト補助金

令和9年度、令和10年度の2か年での支援を予定していますが、補助金は年度毎に交付決定から精算までの手続きを行います。

【令和9年度の補助対象期間】

交付決定日 (令和9年4月予定) から事業完了日 (最長で令和10年3月31日) まで

【令和10年度の補助対象期間】

交付決定日（令和10年4月予定）から事業完了日（最長で令和11年3月31日）まで

※各年度の支援については、関連予算が盛り込まれた予算の可決・成立が前提となります。

（2）補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、企画内容の実現に必要な経費のうち、次の①～③の全てに該当する経費です。

- ① 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、補助対象期間内に支出した経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

【想定される経費の区分（主なもの）】

ア 報償費、イ 旅費、ウ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、
エ 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料等）、オ 使用料及び賃借料、
カ 委託料、キ その他、事業の実施に必要な経費

各年度とも、交付決定日から事業完了日の間に見積り、契約、発注、購入、納品、使用・役務の提供等と支払、クレジットの引落とし等のすべてが完了した経費のみが補助対象になります。

なお、以下のような経費は補助対象外となります。

- ① 通常の生活又は従前の事業の水準を維持するために必要と考えられる経費
(例) 通常の生活で発生する水道光熱水費、社会保険料、食料費、被服費、通信費、租税公課費 など
- ② 補助事業着手前の段階から、法令や所属組織等の規定により、負担することが予め確定している、または、負担することが明らかな経費
(例) 既に在籍している大学等の卒業や修了等の要件に定められている留学や研修に要する経費
- ③ 土地、家屋、施設・設備、並びに購入価額が3万円を超える物品の購入、改修など、資産の形成に資する経費
- ④ 次年度以降に資産の引渡し等を受けるための前払金
(例) 2年分の家賃の前払いなど
- ⑤ 補助事業者自身を支払先とする経費
(例) 補助事業者を支払先とする講演料や謝金、賃金、委託料、請負費など
- ⑥ 契約保証金等、一定の期間満了後に補助事業者に対して返還される経費
(例) 住居賃貸借契約に伴う敷金、火災保険料（解約返戻金相当額）など

（3）補助率、補助限度額

補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助事業によって得た収入を除いた額に下表の区分に応じた補助率を乗じて算出します。

区 分	トライアル補助金	プロジェクト補助金	
		一 般 分	特 例 分 ※
補 助 率	10 / 10	3 / 4	10 / 10
補助限度額	10万円	100万円／年 総額200万円／支援期間	300万円／年 総額400万円／支援期間

※先駆的な取組や公益性の高い取組等として選考委員会が認めるもの

(4) 補助金の交付申請・交付決定

採択者には別途案内する期限までに補助金交付申請書を提出いただきます。

知事は、事業の内容や経費を精査の上、補助金の交付額を決定し、交付決定通知書により通知します。

(5) 事業内容の変更等

交付決定後、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認が必要となります。

- ① 補助対象経費全体の変更が20パーセントを超え、かつ、10万円以上の増減となるとき
- ② 事業計画内容に大きな変更があったと判断される時
- ③ 補助事業を中止するとき

(6) 事業遂行状況の確認・報告

事業の遂行状況を確認するため、補助事業の実施期間中に補助事業等事業遂行状況報告書の提出をお願いする場合があります。

(7) 実績報告・補助金の支払

交付決定を受けた採択者（以下、補助事業者といたします。）には、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出いただきます。

知事は、提出された実績報告書に基づいて、事業の実施状況や支出の証拠書類等の確認・検査を行った上で、補助金の額を確定します。

したがって、実績報告書等の確認時に各種要件を満たしていると認められない経費は補助対象経費から除外されますので、実際に受け取る補助金は交付決定額より少なくなる場合（交付を行わない場合も含む）があります。

(8) 概算払

補助金は原則として事業終了時の精算払い（後払い）です。ただし、補助事業者から申請があり、知事が必要性を認める場合は、例外的に概算での支払い（一部を補助事業の実施期間中に入金すること）も可能となります。概算払いが必要な方は、交付申請時に事務局にご相談ください。

(9) 補助事業終了後の取扱い

補助事業者は、関係する帳簿および証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、県や県監査委員事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存する義務があります。事業状況の報告を求められたときは、遅滞なくその報告をしなければなりません。また、検査等の結果、仮に、助成金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

12. 事業の実施における注意事項

(1) 広報等への協力

- ① ワークショップ等の各種イベントには報道機関の取材等が入る場合があります。
- ② 採択者には、報告会等において補助事業の成果、進捗状況等について発表いただくほか、県が実施する本事業のプロモーションへの協力をお願いしています。また、支援期間終了後も随時フォローアップ調査等を実施しますので、県からの連絡や報告要請等には必ず応

答してください。

(2) 他の補助金との重複申請等

国や県、市町村等から他の補助金等の交付を受けているものについても補助事業の対象としていますが、各補助金等の交付条件に抵触することのないよう調整が必要となりますので、事前に事務局へ相談してください。

(3) その他

募集案内、実施要領やウェブサイト等の案内に記載のない細部について、県から別途指示する場合がありますのでご了承ください。

13. 問合せ先

秋田県人口戦略部地域づくり推進課 調整・地域活性化チーム

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 秋田県庁本庁舎5階

電話：018-860-1237 電子メール：chiiki@pref.akita.lg.jp